

[事案 29-216] 転換契約無効請求

- 平成 30 年 3 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

転換契約を締結した覚えはない等として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 4 月に契約した終身保険について、平成 23 年 2 月に分割転換等の手続きをしたが、80 歳までの特約保険料の前納手続きと誤信して手続きをしたものであり、分割転換契約等を締結した認識はないので、分割転換を無効としてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の妻の同席のもと、2 回にわたり転換契約の内容を説明し、申立人は転換申込書に自署・押印している。
- (2) 転換前契約が特約を継続しても 80 歳で保障が終了するのに対して、転換後契約では医療保障が終身となる点などを説明し、それを申立人に比較してもらったうえで、申立人が契約内容を決定した。
- (3) 申立人は、平成 15 年まで当社の総合職員として勤務しており、職歴を考慮しても、特約保険料を前納する手続きと転換申込手続きを誤認するとは考えられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁判審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、当審査会は、申立人が分割転換契約等を特約保険料の前納手続きと誤信したとは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。